

未成年者飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正等

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」等の見直し

- 民法の成年年齢引下げ(20歳→18歳)等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が、平成30年6月20日に公布(平成34年(2022年)4月1日施行)。
- 改正法施行後も「未成年者飲酒禁止法※」において規定する飲酒禁止年齢は、引き続き20歳未満であることから、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」について所要の規定の整備を行う。

※ 法律名が「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改正。

(改正内容)

- ・ 基準において引用している「未成年者」を「二十歳未満の者」に変更。
- ・ このほか、「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更。
(工業標準化法の一部改正により、産業標準の名称等が改正)

(注)「清酒の製法品質表示基準」及び「果実酒等の製法品質表示基準」についても同様の整備を行う。

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="253 375 837 403"><u>二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準</u></p> <p data-bbox="271 472 734 501">(酒類の容器又は包装に対する表示)</p> <p data-bbox="230 520 1133 596">1 酒類の容器又は包装(以下「容器等」という。)には、「<u>二十歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。</p> <p data-bbox="230 616 1133 884">2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイント(日本産業規格Z八三〇五(一九六二)に規定するポイントをいう。以下同じ。)の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360ml以下の容器にあつては、5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p data-bbox="230 903 412 932">3～5 (略)</p> <p data-bbox="271 951 703 979">(酒類の自動販売機に対する表示)</p> <p data-bbox="230 999 1133 1171">6 酒類小売販売場に設置している酒類の自動販売機には、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に掲げるところにより、当該自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるよう明りょうに表示するものとする。</p> <p data-bbox="253 1190 999 1219">(1) <u>二十歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されていること。</p> <p data-bbox="282 1238 1133 1362">表示に使用する文字は、57ポイントの活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とし、「<u>二十歳未満の者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示する。</p> <p data-bbox="253 1382 439 1410">(2)～(3) (略)</p>	<p data-bbox="1191 375 1688 403"><u>未成年者の飲酒防止に関する表示基準</u></p> <p data-bbox="1209 472 1673 501">(酒類の容器又は包装に対する表示)</p> <p data-bbox="1169 520 2072 596">1 酒類の容器又は包装(以下「容器等」という。)には、「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。</p> <p data-bbox="1169 616 2072 884">2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイント(日本工業規格Z八三〇五(一九六二)に規定するポイントをいう。以下同じ。)の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360ml以下の容器にあつては、5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p data-bbox="1169 903 1375 932">3～5 (同左)</p> <p data-bbox="1209 951 1641 979">(酒類の自動販売機に対する表示)</p> <p data-bbox="1169 999 2072 1171">6 酒類小売販売場に設置している酒類の自動販売機には、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に掲げるところにより、当該自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるよう明りょうに表示するものとする。</p> <p data-bbox="1191 1190 1848 1219">(1) <u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されていること。</p> <p data-bbox="1220 1238 2072 1362">表示に使用する文字は、57ポイントの活字以上の大きさの統一のとれたゴシック体の日本文字とし、「<u>未成年者</u>の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示する。</p> <p data-bbox="1191 1382 1397 1410">(2)～(3) (同左)</p>

改正案	現行
<p>(酒類の通信販売における表示)</p> <p>7 酒類小売販売場において酒類の通信販売（商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。）を行う場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含む。） 「<u>二十歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている</u>」又は「<u>二十歳未満の者</u>に対しては酒類を販売しない」旨</p> <p>(2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面） 申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「<u>二十歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている</u>」又は「<u>二十歳未満の者</u>に対しては酒類を販売しない」旨</p> <p>(3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含む。） 「<u>二十歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている</u>」旨</p> <p>8 (略)</p>	<p>(酒類の通信販売における表示)</p> <p>7 酒類小売販売場において酒類の通信販売（商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。）を行う場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含む。） 「<u>未成年者の飲酒は法律で禁止されている</u>」又は「<u>未成年者</u>に対しては酒類を販売しない」旨</p> <p>(2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面） 申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「<u>未成年者の飲酒は法律で禁止されている</u>」又は「<u>未成年者</u>に対しては酒類を販売しない」旨</p> <p>(3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含む。） 「<u>未成年者の飲酒は法律で禁止されている</u>」旨</p> <p>8 (同左)</p>

「清酒の製法品質表示基準」新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="253 375 577 403">清酒の製法品質表示基準</p> <p data-bbox="230 472 412 501">1～3 (略)</p> <p data-bbox="230 520 1133 791">4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、8ポイント（日本産業規格Z八三〇五（一九六二）に規定するポイントをいう。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p data-bbox="230 810 412 839">5・6 (略)</p>	<p data-bbox="1191 375 1516 403">清酒の製法品質表示基準</p> <p data-bbox="1169 472 1350 501">1～3 (同左)</p> <p data-bbox="1169 520 2072 791">4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、8ポイント（日本工業規格Z八三〇五（一九六二）に規定するポイントをいう。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p data-bbox="1169 810 1350 839">5・6 (同左)</p>

「果実酒等の製法品質表示基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>果実酒等の製法品質表示基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(表示の方式等)</p> <p>8 第二項の規定により表示する事項及び法第八十六条の五の規定に基づき表示する酒類の品目、酒類製造業者の氏名又は名称、製造場の所在地、内容量、アルコール分等については、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表示に使用する文字</p> <p>表示（酒類の品目の表示を除く。）に使用する文字は、8ポイント（<u>日本産業規格Z八三〇五（一九六二）</u>に規定するポイントをいう。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>9 (略)</p>	<p>果実酒等の製法品質表示基準</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>(表示の方式等)</p> <p>8 第二項の規定により表示する事項及び法第八十六条の五の規定に基づき表示する酒類の品目、酒類製造業者の氏名又は名称、製造場の所在地、内容量、アルコール分等については、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 表示に使用する文字</p> <p>表示（酒類の品目の表示を除く。）に使用する文字は、8ポイント（<u>日本工業規格Z八三〇五（一九六二）</u>に規定するポイントをいう。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>9 (同左)</p>